



平成 22 年 5 月 1 日

各 位

会 社 名	楽 天 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ コード 4755)
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者 高 山 健 電 話 03-6387-0555

## イーバンク銀行株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社は、平成22年3月18日開催の取締役会において、当社連結子会社であるイーバンク銀行株式会社（以下「対象者」といいます。）の全ての株券等を対象として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成22年3月19日から実施していましたが、本公開買付けが平成22年4月30日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

楽天株式会社  
東京都品川区東品川4丁目12番3号

##### (2) 対象者の名称

イーバンク銀行株式会社  
(平成22年5月4日付で「楽天銀行株式会社」に商号を変更する予定です。)

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

###### ①普通株式

②新株引受権 イ 平成12年9月26日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成12年10月12日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権(以下「第1回新株引受権」といいます。)

ロ 平成13年2月22日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成13年

3月8日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権（以下「第2回新株引受権」といいます。）

ハ 平成13年6月18日開催の対象者定時株主総会決議及び平成13年6月18日及び平成13年7月12日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権（以下「第3回新株引受権」といいます。）

ニ 平成13年6月18日開催の対象者定時株主総会決議及び平成13年6月18日及び平成13年7月12日開催の取締役会決議に基づき発行された新株引受権（以下「第4回新株引受権」といい、上記イからニまでを総称して、「本新株引受権」といいます。）

③新株予約権

イ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成14年8月8日及び平成14年9月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）

ロ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成14年10月10日開催の取締役会決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）

ハ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成14年12月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）

ニ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）

ホ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）

へ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）

ト 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年3月13日開催の取締役会決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）

チ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年6月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）

リ 平成14年6月20日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年6月12日開催の取締役会決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）

- ヌ 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成15年11月20日開催の取締役会決議に基づき発行された第10回新株予約権（以下「第10回新株予約権」といいます。）
- ル 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年2月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）
- ヲ 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年3月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）
- ワ 平成15年6月19日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年4月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といいます。）
- カ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年9月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第14回新株予約権（以下「第14回新株予約権」といいます。）
- コ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年10月21日開催の取締役会決議に基づき発行された第15回新株予約権（以下「第15回新株予約権」といいます。）
- タ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年10月21日開催の取締役会決議に基づき発行された第16回新株予約権（以下「第16回新株予約権」といいます。）
- レ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第17回新株予約権（以下「第17回新株予約権」といいます。）
- ソ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年11月18日開催の取締役会決議に基づき発行された第18回新株予約権（以下「第18回新株予約権」といいます。）
- ツ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年12月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第19回新株予約権（以下「第19回新株予約権」といいます。）
- ネ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成16年12月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第20回新株予約権（以下「第20回新株予約権」といいます。）
- ナ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年1月26日開催の取締役会決議に基づき発行された第21回新株予約権（以下「第21回新株予約権」といいます。）
- ラ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年

- 1月26日開催の取締役会決議に基づき発行された第22回新株予約権（以下「第22回新株予約権」といいます。）
- ム 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年3月17日開催の取締役会決議に基づき発行された第23回新株予約権（以下「第23回新株予約権」といいます。）
  - ウ 平成16年6月24日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年3月28日開催の取締役会決議に基づき発行された第24回新株予約権（以下「第24回新株予約権」といいます。）
  - ノ 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年8月4日開催の取締役会決議に基づき発行された第25回新株予約権（以下「第25回新株予約権」といいます。）
  - オ 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年10月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第26回新株予約権（以下「第26回新株予約権」といいます。）
  - ク 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成17年10月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第27回新株予約権（以下「第27回新株予約権」といいます。）
  - ヤ 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第28回新株予約権（以下「第28回新株予約権」といいます。）
  - マ 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第29回新株予約権（以下「第29回新株予約権」といいます。）
  - ケ 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第30回新株予約権（以下「第30回新株予約権」といいます。）
  - フ 平成17年6月29日開催の対象者定時株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき発行された第31回新株予約権（以下「第31回新株予約権」といいます。）
  - コ 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成18年7月5日開催の取締役会決議に基づき発行された第32回新株予約権（以下「第32回新株予約権」といいます。）
  - エ 平成18年3月6日開催の対象者臨時株主総会決議及び平成19年2月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第33回新株予約権（以下「第33回新株予約権」といいます。）
  - テ 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年2月27日開催の取締役会決議に基づき発行された第34回新株予

約権（以下「第34回新株予約権」といいます。）

- ア 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行された第35回新株予約権（以下「第35回新株予約権」といいます。）
- サ 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年3月15日開催の取締役会決議に基づき発行された第36回新株予約権（以下「第36回新株予約権」といいます。）
- キ 平成18年6月9日開催の対象者定時株主総会決議及び平成19年4月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第37回新株予約権（以下「第37回新株予約権」といいます。）
- ユ 平成19年6月26日開催の対象者定時株主総会決議及び平成20年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第38回新株予約権（以下「第38回新株予約権」といいます。）
- メ 平成19年6月26日開催の対象者定時株主総会決議及び平成20年6月19日開催の取締役会決議に基づき発行された第39回新株予約権（以下「第39回新株予約権」といい、上記イからメまでを総称して、「本新株予約権」といいます。）

#### （4）買付予定の株券等の数

	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株 券	632,881 (株)	— (株)	— (株)
新株予約権証券	58,380 (株)	— (株)	— (株)
新株予約権付社債券	— (株)	— (株)	— (株)
株券等信託受益証券	— (株)	— (株)	— (株)
株券等預託証券	— (株)	— (株)	— (株)
	691,261 (株)	— (株)	— (株)

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従い株主より単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は法令及び株式取扱規程等に定める価格にて当該株式を買い取ります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付け期間の末日までに対象者の本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成21年12月18日に提出した第11期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の発行

済株式総数 (2,349,216 株) に、公開買付期間の末日までに対象者の本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式 (平成 21 年 10 月 1 日以降本日までに係る本新株引受権又は本新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。) の最大数 (58,380 株) を加え、平成 22 年 3 月 18 日現在当社が保有する株式数 (1,579,135 株) 及び平成 21 年 9 月 30 日現在対象者が保有する自己株式数 (137,200 株) を控除した株式数 (691,261 株) になります。

(5) 公開買付期間

平成 22 年 3 月 19 日 (金) から平成 22 年 4 月 30 日 (金) まで (29 営業日)

(6) 買付け等の価格

①普通株式	1 株につき 33,000 円	
②新株引受権	イ 第 1 回新株引受権	1 個につき金 1 円
	ロ 第 2 回新株引受権	1 個につき金 1 円
	ハ 第 3 回新株引受権	1 個につき金 1 円
	ニ 第 4 回新株引受権	1 個につき金 1 円
③新株予約権	イ 第 1 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ロ 第 2 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ハ 第 3 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ニ 第 4 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ホ 第 5 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ヘ 第 6 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ト 第 7 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	チ 第 8 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	リ 第 9 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ヌ 第 10 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ル 第 11 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ヲ 第 12 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ワ 第 13 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	カ 第 14 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ヨ 第 15 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	タ 第 16 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	レ 第 17 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ソ 第 18 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ツ 第 19 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ネ 第 20 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ナ 第 21 回新株予約権	1 個につき金 1 円
	ラ 第 22 回新株予約権	1 個につき金 1 円

ム	第 23 回新株予約権	1 個につき金 1 円
ウ	第 24 回新株予約権	1 個につき金 1 円
ノ	第 25 回新株予約権	1 個につき金 1 円
オ	第 26 回新株予約権	1 個につき金 1 円
ク	第 27 回新株予約権	1 個につき金 1 円
ヤ	第 28 回新株予約権	1 個につき金 1 円
マ	第 29 回新株予約権	1 個につき金 1 円
ケ	第 30 回新株予約権	1 個につき金 1 円
フ	第 31 回新株予約権	1 個につき金 1 円
コ	第 32 回新株予約権	1 個につき金 1 円
エ	第 33 回新株予約権	1 個につき金 1 円
テ	第 34 回新株予約権	1 個につき金 1 円
ア	第 35 回新株予約権	1 個につき金 1 円
サ	第 36 回新株予約権	1 個につき金 1 円
キ	第 37 回新株予約権	1 個につき金 1 円
ユ	第 38 回新株予約権	1 個につき金 1 円
メ	第 39 回新株予約権	1 個につき金 1 円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 22 年 5 月 1 日に報道機関に対して公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	501,652 (株)	501,652 (株)
新 株 予 約 権 証 券	6,440	6,440
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券	—	—
株券等預託証券	—	—

合 計	508,092	508,092
(潜在株券等の数の合計)	(6,440)	(6,440)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	7,895 個	(買付け等前における株券等所有割合 69.55%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	35 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.31%)
買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数	10,435 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.93%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	25 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.22%)
対象者の総株主の議決権の数	10,720 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」はそれぞれ、平成22年3月19日時点及び本日現在の各特別関係者が所有する株券等(ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年12月18日に提出した第11期半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主等の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、対象者の本新株引受権又は本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式並びに単元未満株式についても対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、上記半期報告書に記載された平成21年9月30日現在における発行済株式総数(2,349,216株)から対象者が保有する自己株式数(137,200株)を控除し、本新株引受権及び本新株予約権の目的となる株式の数の合計(58,380株)を加えた合計(2,270,396株)に係る議決権の数11,351個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

(6) 買付け等に要する資金 16,555百万円

(7) 決済の方法

- ①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
大和証券キャピタル・マーケット株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
- ②決済の開始日



平成 22 年 5 月 14 日（金）

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主の場合には、その常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、当社が平成 22 年 3 月 18 日に公表しました「イーバンク銀行株式会社株券等に対する公開買付けの開始について」の記載内容から変更はありません。なお、本公開買付けが当社グループの平成 22 年 12 月期連結業績に与える影響については、軽微と見込んでおります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

楽天株式会社 東京都品川区東品川 4 丁目 12 番 3 号

以 上